

●埼玉県労働相談センター、若者労働ほっとラインの概要

○埼玉県労働相談センター（県庁第2庁舎1階）

- ・電話相談：月～金曜（年末年始・祝日等を除く。）

（受付）午前9時～午後4時30分

電話 048-830-4522

- ・面接相談：月～金曜（年末年始・祝日等を除く。）

（受付）午前9時～午後4時

※弁護士による特別労働相談（面談、要予約）産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談（面談・要予約）も行っておりますのでご利用ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0809/rodo/rodosodan/>

○若者労働ほっとライン

長時間労働や残業代未払、パワーハラスメントなど、若者の使い捨てが疑われる企業等に対応するため、労働関係法令の専門家である社会保険労務士が電話相談に応じる「若者労働ほっとライン」を平成27年4月から開設しています。

- ・電話相談：第2・第4土曜日（年末年始・祝日等を除く。）

午前10時～午後4時

電話 048-830-4522（埼玉県労働相談センターと共通）

- ・相談員：社会保険労務士

- ・ツイッター [https://twitter.com/sai\\_rodosodan](https://twitter.com/sai_rodosodan)

- ・フェイスブック <https://www.facebook.com/pref.saitama.rodosodan/>